

税務・人事労務ワンポイント (378)

今年の年末調整

税理士 嶋 賢治

年末調整の準備の時期ですが、今年には税制改正で、給与所得控除・所得金額調整控除・及び基礎控除の変更が適用されますので、例年とは様変わりの様相です。

また、ひとり親控除が創設され、寡婦(夫)控除が見直されています。

①本人が特別障害者に該当する人

すので注意が必要です。しかし年収850万円までの給与所得者は、給与所得控除が10万円ダウンした分基礎控除が10万円アップしたので、差し引き税負担は昨年と同じです。

ところが給与所得控除の計算対象となる収入金額が1000万円から850万円に引き下げられ、控除額にして最大25万円引き下げられます。従ってこのランクの給与収入の人は明らかに増税になります。

ただし、子育て等の世帯に給与所得控除の減少額を手当てするために所得金額調整控除が設けられました。

この控除の対象となる人は、

②年齢23歳未満の扶養親族を有する人

③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する人

です。ここでいう扶養親族は、扶養控除の対象かどうかは関係ありませんので、例えば、高校生の子どもがいる共働き夫婦給与収入がそれぞれ850万円を超える場合は、それぞれが所得金額調整控除を受けることができます。

その計算方法は給与収入額(1000万円をこえる場合は1000万円)1850万円×10%で、1000万円の人には15万円です。

所得金額調整控除は、該当する人の税負担増の激変緩和措置になっています。

それ以外の850万円超の年収の人は従来の給与所得控除220万円が195万円になりますので税負担は上がります。

今年から未婚のひとり親控除が始まります。以前から寡婦(夫)控除はありましたが、もともと戦争未亡人に対する福祉の面から創設された規定であるため、寡婦(配偶者と死別又は離婚)に対しては所得控除があるにもかかわらず、未婚の場合には控除がないので、子どもの貧困問題にも対処するためにできた規定です。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止